

児童虐待対策マニュアル

株式会社mela



児童虐待対策マニュアル

Contents

Chapter 01 : 虐待の種類

Chapter 02 : 虐待を発見した時の報告フロー

Chapter 03 : 虐待防止委員会の構成および役割の明確化

Chapter 04 : 虐待防止のための指針

Chapter 05 : 虐待研修の内容

Chapter 06 : 虐待防止チェックリスト

Chapter 07 : 児童虐待防止法の定義、障害者虐待防止法の定義



虐待の種類



虐待の種類

虐待の種類は①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の5つがある。

| | 内容 | 具体例 |
|-------|--|---|
| 身体的虐待 | 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること、身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。 | 平手打ちする／殴る／蹴る／壁に叩きつける／つねる／無理矢理食べ物や飲み物を口に入れる／やけど・打撲させる／身体拘束（柱やイスやベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど） |
| 性的虐待 | 性的な行為やそれを強要すること（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） ※ | 性交／性器への接触／性的行為を強要する／裸にする／キスする／本人の前でわいせつな言葉を発する、または会話する／わいせつな映像を見せる／更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する |
| 心理的虐待 | 脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 | バカ、アホなど侮辱する言葉を浴びせる／怒鳴る／ののしる／悪口を言う／仲間に入れない／子ども扱いする／人格をおとしめるような扱いをする／話しかけているのに意図的に無視する |
| ネグレクト | 食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、生活環境や身体・精神的状態を悪化または不当に保持しないこと。 | 食事や水分を十分に与えない、食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している／あまり入浴させない／汚れた服を着させ続ける／排泄の介助をしない／髪や爪が伸び放題／室内の掃除をしない／ゴミを放置したままにしてある等、劣悪な住環境の中で生活させる／病気やけがをしても受診させない／学校に行かせない／必要な福祉サービスを受けさせない、制限する／同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する |
| 経済的虐待 | 本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること | 年金や賃金を渡さない／本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する／日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない／本人の同意なしに年金等を管理して渡さない |

※R6年度法改正により「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」ことが運営基準に追加された

虐待を発見した時の報告フロー
(市町村ルートと社内ルート)

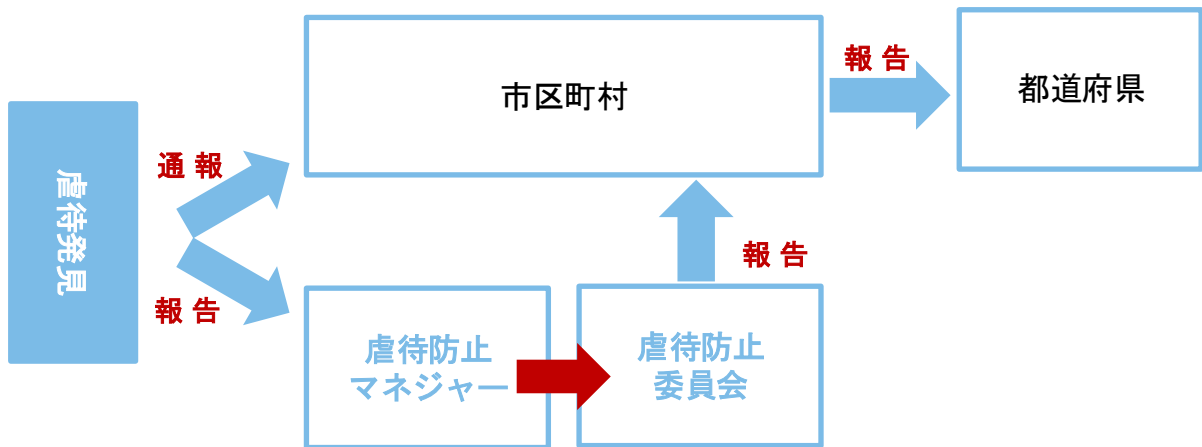


障害者虐待の通報先は？

通報先は、全て市町村です。ただし、使用者による障害者虐待の場合は、市町村とともに都道府県も通報先になります。障害者福祉施設の設置者や障害福祉サービス事業等を行う者には、障害者虐待を防止するための責務が定められています。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止対応フロー

【報告フロー】法律では、虐待を受けた疑いがある障害者を発見した人に通報する義務を定めています



- ①何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- ②虐待を受けたと思われる障害者を発見した者の速やかな通報義務（虐待の疑いの段階で通報義務がある）。
- ③虐待が起きた場合の通報先など具体的スキームを定める（上記図）。
- ④事業所等の設置者に障害者虐待防止の措置を義務付ける。

虐待防止委員会の構成および役割の明確化



障害者虐待防止委員会とは

虐待防止委員会は、令和4年度から設置が義務づけられました。虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行うという「虐待防止法」の掲げる障害者の権利擁護を推進するためにも、未設置の場合にはできるだけ早期の対応が必要です。

障害者虐待防止委員会について

虐待防止委員会には、「虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止対策の検討等」が求められます。

■具体的には、以下の内容です（19頁にも虐待防止委員会についての記載あり）

- 1.虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画、指針の作成)
- 2.虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等)
- 3.虐待発生後の検証と再発防止策検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証し、再発防止策を検討、実行)

虐待防止委員会は、定期的を開催することとされていますので、事実上、年1回以上の開催が必要です。また、虐待防止委員会での検討結果は、従業員へ周知しなければなりません。身体拘束の適正化についての取り組みも義務化されたのですが、別に委員会を設置せず、虐待防止委員会で取り組むことも認められていますので、虐待防止委員会の役割の中に含めて、併せて対応すると良いでしょう。

虐待委員会設置に関しては、小規模な事業所にも過重な負担とならないように配慮されています。具体的には、「事業所単位ではなく、法人単位での設置も可能」「管理者や虐待防止責任者が参画していれば最低人数は問わない」というものです。

■行政への届出が必要

虐待防止委員会の設置については、「運営規程」や「重要事項説明書」へ記載します。運営規程の変更により、指定権者への変更届の提出が必要になります。虐待防止委員会を法人設置などで設置規程を別途定めた場合には、変更届に添付するのが望ましいと思います。

■まとめ

虐待防止委員会は、令和4年度から設置が義務づけられました。虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行うという「虐待防止法」の掲げる障害者の権利擁護を推進するためにも、未設置の場合にはできるだけ早期の対応が必要です。



虐待防止のための指針



基本的考え方

障害のある利用者の人権を尊重し、適切な事業所運営を進めていくために、差別や虐待の防止に向けた取り組みや虐待を発見した場合の報告方法等に関して、本指針のとおり示すものです。

虐待防止のための指針

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ①当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと」

障害者虐待とは ⇒4頁参照

虐待のとりえ方

■養護者・職員の「虐待をしていない」という「自覚」は問わない 利用者に対し「指導」「しつけ」という言葉を使って強制力のある言動や、「スキン シップ」という言葉で不適切な関わりをしている職員の多くは虐待をしている自覚がありません。本人に自覚がないからといって、その行為が正当化され、責任をのがれることはありません。

他の職員や第三者がみて、障害者虐待の具体例に当てはまる行為を職員が行っていれば通報の対象となります。

■利用者本人の「自覚」は問わない 虐待を受けているということがわからない利用者もいます。職員の「指導」「しつけ」「わるふざけ」により障害者虐待の具体例に当てはまる行為で利用者の人権が侵害されている場合も通報の対象となります。

事業所における考え方

- a. 虐待の禁止・当事業所は、職員による虐待を禁止します。
- b. 虐待発見時の通報・利用者本人及び養護者、職員等からの虐待の通報があるときは、「虐待対応マニュアル」に基づき、対応します。
 - ・職員は、虐待を発見した際は虐待防止担当者に通報するとともに、支給決定市区町村に通報します。通報は匿名で行うこともできます。
 - ・虐待を発見した職員が通報をためらう場合は、通報を受けた虐待防止担当者が支給決定市区町村に通報します。
 - ・虐待防止担当者が不在時に虐待を発見した職員が通報をためらう場合は、通報を受けた虐待防止責任者が支給決定市区町村に通報します。
 - ・通報を行った職員に対し、不利益が発生しないよう保護します。



虐待研修の内容



この冊子の厚生労働省内URL <https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

職場内虐待防止研修用冊子

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における 障害者虐待防止法の理解と対応



職場内研修用冊子

この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、虐待防止に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正規職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通に読み合わせをするための冊子です。

20分程度で終わりますので、職員の共通認識をもつためにも、読み合わせをしながら学びましょう。



平成24年10月から、障害者虐待防止法が始まりました。
法の目的は、障害者の権利及び利益の擁護です。

目的 法の名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ① 養護者による障害者虐待
 - ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③ 使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。
 - ① 身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ② 放棄・放置 (障害者を差別させるような著しい飢食又は長時間の放置等による①②③の行為と同様の行為の放置等)
 - ③ 心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④ 性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤ 経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

障害者虐待防止法の目的は、虐待を防止することによって障害者の権利及び利益を擁護することです。

この法律においては、「障害者虐待」を虐待の主体に着目して以下の3つに分類しています。

- ① 養護者（障害者をお世話しているご家族等）による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等（障害者施設や障害福祉サービス事業所の職員）による障害者虐待
- ③ 使用者（障害者を雇用する会社の雇用主等）による障害者虐待

「障害者虐待」の行為については、以下の5つに分類しています。

- ① 身体的虐待（叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束等）
- ② 放棄・放置（食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない等）
- ③ 心理的虐待（脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等）
- ④ 性的虐待（性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等）
- ⑤ 経済的虐待（本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する等）を行った場合。



法律では、虐待を受けた疑いがある障害者を発見した人に、通報する義務を定めています。

虐待防止の対応

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者の速やかな通報義務。(虐待の疑いの段階で通報義務がある)
- 3 障害者虐待が起きた場合の通報先など具体的スキームを定める(図-1)。
- 4 障害者福祉施設等の設置者に、障害者虐待防止の措置を義務付ける。

(図-1)



障害者虐待防止法には、全ての人は障害者を虐待してはならないと定められています。

さらに、2ページで定義されている「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した人(障害者虐待の疑いに気がついた人)は、市町村等へ速やかに通報する義務があるとする、幅広い通報義務が定められています。

通報先は、全て市町村です。

ただし、使用者による障害者虐待の場合は、市町村とともに都道府県も通報先になります。

障害者福祉施設の設置者や障害福祉サービス事業等を行う者には、障害者虐待を防止するための責務が定められています。

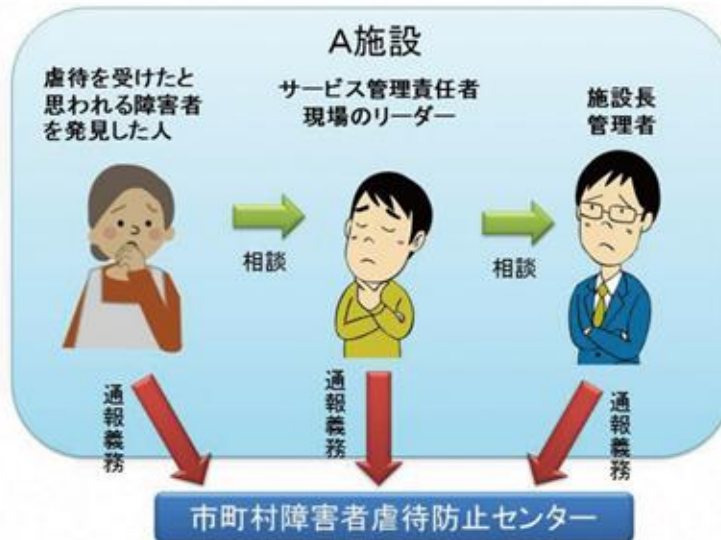
例えば、

- 職員への研修の実施
- 障害者及びその家族からの苦情の処理の体制整備
- その他の虐待防止等の措置

を講ずることとされています。

わたしたちの施設、事業所でこれらが実施されているか確認し、にチェックしてみましょう。

施設・事業所で虐待の疑いが起こったら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはなりません。



例えば、私たちの施設で、職員が障害者を虐待した疑いについて他の職員が気づいた場合を考えてみましょう。

(1) 最初に虐待の疑いに気づいた職員

障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。

(2) 通報する事案か判断に自信がもてなかった場合

- ★ サービス管理責任者や現場のリーダー等に相談することが考えられます。

相談を受けたサービス管理責任者や現場のリーダー等も、相談内容から虐待の疑いを感じた場合は、通報義務が生じます。

- ★ しかし、その人たちがさらに管理者、管理者等に相談する場合も考えられます。

相談を受けた管理者等も、相談内容から虐待の疑いを感じた場合は、通報義務が生じます。

【重要】

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きた場合の通報は「義務」なので、「通報しない」という選択肢はありません。虐待をしたと思われる職員を管理者等が注意して終わらせてしまい、通報しないで済ませる、ということもできません。必ず通報した上で、市町村、都道府県の事実確認を受けることが必要です。

法律が始まった後も、深刻な虐待事案が起きています

日々の小さな虐待行為を放置すると、徐々に虐待行為がエスカレートし、ある日取り返しのつかない大きな虐待事件が起きてしまうことが指摘されています。虐待の早期発見、早期対応が重要です。

事例1 入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性(76)を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の**容疑者(29)**を逮捕した。男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は**日常的に虐待があった可能性**もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に**関係者からの相談で発覚**同施設を家宅捜索した。同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「**事故**」として処理していた。

(※5人の職員が書類送検。7年間で300件以上の虐待があった疑い)

事例2 福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者の少年(19)が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「**不適切な支援(対応)はなかった**」と**虚偽の報告**をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、**施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討**などを求める改善勧告を出した。

県はこれまでに、同園の元職員5人が死亡した少年を含む**入所者10人を日常的に暴行していた**ことを確認。別の職員も**入所者に暴行した疑いも**浮上した。

(※最終的に、10年間で15人の職員が23人の入所者に虐待していたことが判明)

これらの事例は、新聞やテレビでも大きく報道された障害者福祉施設の職員による虐待事案です。

しかし、これらの虐待事案も、最初は日々の小さな虐待行為から始まっており、それを放置したり隠したりしてきた結果、徐々に虐待行為がエスカレートし、ある日利用者の骨折や死亡といった取り返しのつかない大きな虐待となって、はじめて第三者によって行政に通報され発覚しています。

最初に小さな虐待行為があったときに、適切に通報した上で対応していれば、このような取り返しのつかない結果にはならなかったことでしょう。

深刻な虐待事案を防ぐためには、虐待の早期発見と通報、早期対応が重要です。

これらの施設では、虐待を放置、隠ぺいする等の不適切で悪質な施設管理の責任が追及され、理事長、管理者等幹部職員の刷新が行われています。



深刻な虐待に共通して起きていること

- 1) 小さな虐待から大きな虐待にエスカレート
- 2) 結果、利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 3) 複数の職員が複数の利用者に対して長期間に渡り虐待
- 4) 通報義務の不履行
- 5) 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 6) 事実確認調査に対する虚偽答弁(警察が送検した事例も)
- 7) 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 8) 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 9) 行政指導に基づく設置者、管理者の交代
- 10) 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

※起きた事実は変えることはできません。隠さない、嘘をつかないことが重要！

共通しているのは、虐待が複数の職員によって複数の利用者に長期間に渡って行われていることです。

この間、その施設・事業所の職員が「誰も虐待があることに気が付かなかった」という場合ばかりではなかったと思われます。つまり、虐待があることを知っていながら放置していたり、隠していたりした場合があることが考えられます。

一度虐待を通報しないで隠してしまうと、次の時には最初に通報しなかった虐待事案も隠すこととなるため、さらに通報することがしにくくなります。その積み重ねでどんどん通報することができなくなり、虐待行為もエスカレートしていきます。「悲惨な事件」になるまで、施設内部の力では止められなくなってしまいます。

結果として、市町村、都道府県の立入調査だけに留まらず、警察による捜査、容疑者の逮捕、送検という刑事事件にもなります。

障害者総合支援法に基づく行政の処分も、期間を定めた新規利用者の受入れ停止、指定の取り消し等重いものが課せられています。

事案によっては、第三者による検証委員会が設置され、事実の解明と再発防止策が検討され、徹底が図られることとなります。

一度起きた虐待の事実を「なかった」ことにすることはできません。隠さない、嘘をつかない誠実な対応をすることが最も良い道です。



施設・事業所における虐待防止を徹底しましょう。**(1) 管理者の虐待防止研修受講の徹底**

- ・施設・事業所の管理者は、虐待防止研修を受けたことがない場合は、自らすすんで受講しましょう

(2) 虐待防止に対する組織的な取り組みの強化

- ・虐待防止委員会を設置しましょう
- ・虐待防止マネジャーは、この冊子を使って施設・事業所内の職員に対して虐待防止法の研修をしましょう

(3) 施設・事業所の手引きを参考に

- ・深刻な虐待事案の検証委員会報告書の教訓を生かしましょう

※例・千葉県袖ヶ浦福祉センター第三者検証委員会報告書

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jouhoukoukai/shingikai/dai3shakensho/kensho.html>

※障害者虐待防止法第15条では、施設等の設置者に、虐待防止の措置を行う責務が定められています。虐待防止委員会、虐待防止マネジャーは、組織として行う虐待防止の措置の例として、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」(平成24年9月・厚生労働省)の中で設置が推奨されています。

私たちの施設・事業所でも、虐待防止の取り組みを徹底しましょう。

以下の項目を確認し、実施できていたら□にチェックしてみましょう。

- 私たちの施設・事業所の設置者（理事長等）・管理者（施設長等）は、都道府県の障害者虐待防止研修を受けたことがある。
- 私たちの施設・事業所には、虐待防止委員会（あるいは、それに代わる虐待防止の仕組み）がある。
- 各部署ごとに、虐待防止マネジャー（あるいは、現場のリーダーとして虐待防止に取り組む担当者）が決まっている。
- この冊子を使う等して、全職員が施設・事業所内、あるいは外部で虐待防止の研修を受けている。
- 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省・障害福祉課）等を参考にし、活用している。

それぞれの立場で、できることがあります。

管理者なら・・・

- ★虐待防止委員会の設置、虐待防止マネジャーの配置
- ★虐待防止と権利擁護の事業所文化の醸成

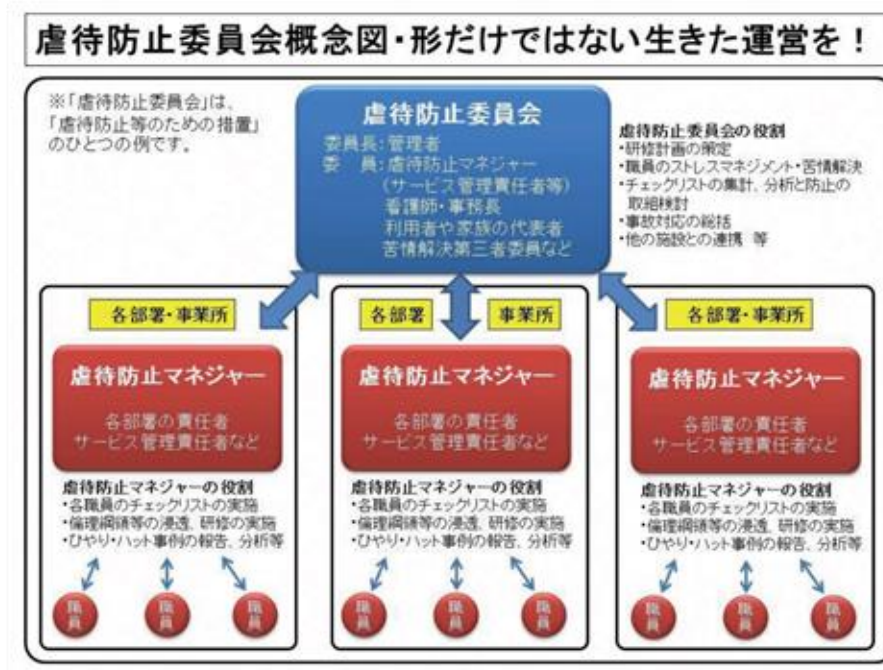
サビ管・主任なら・・・

- ★虐待防止マネジャー（相当職）への積極的な着任

直接援助職員なら・・・

- ★「おかしい」と思った時の通報、相談のルーチン化
- ★利用者の細かい様子の変化を捉えた養護者虐待の早期発見





障害者虐待防止法では、施設・事業所の設置者等に、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置」を義務付けています。

具体的には、職員に対する研修の実施、利用者・家族からの苦情受付体制の整備、その他の障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとされています。「虐待防止等のための措置」のひとつの例として、「虐待防止委員会」があります(図参照)。

虐待防止委員会は、施設・事業所の虐待防止の取り組みを組織的に進める委員会です。委員長には、管理者(施設長等)等、施設・事業所の責任者が担います。

また、各部署の現場で、職員と一緒に虐待防止の取り組みを進める「虐待防止マネジャー(サービス管理責任者・現場のリーダー等を想定)」を任命し、委員会のメンバーになります。

その他、苦情解決の第三者委員や家族会のメンバー等も委員に入ると外部の目加わり、より効果が高まるものと思われます。

虐待防止マネジャーの役割は、虐待防止委員会で決めた虐待防止の取り組み(虐待防止チェックリストの実施や、職員研修の実施等)を、各

部署の中で職員と一緒にいき、結果を虐待防止委員会にフィードバックすることです。

なお、虐待防止委員会は、苦情解決委員会や事故防止委員会と一体で行う等、運営の工夫をして行うことも考えられます。

【「外の目」を入れる仕組みづくりをしましょう】

(平時には)

他法人・他事業所と合同で、障害者虐待、不適切支援に気づくワークを定期的で開催してみましょう。

グループディスカッションの例

1. 皆さんの感覚で「虐待」に当たると考える行為を挙げてください
2. その行為を「身体的」「ネグレクト」「心理的」「性的」「経済的」に分類します
3. 今回は10分ですが、各職場で出尽くすまで挙げてみると、高い効果が期待されます

挙がらなかった行為は、現場で直面した時に「虐待」「不適切支援」と気づけない可能性があります。できるだけ類似したサービス類型で、他事業所と繰り返し実施してみましょう

(万一の時には)

謝金等の用意が難しい事業所でも第三者委員会等が設置できるよう、エリア内相互支援的に第三者を派遣できる仕組みを構築できるよう、予め相互協定を結ぶなどの仕組みを構築しましょう



職員が職場で孤立したり、ストレスを抱えたりすることを防ぐことも、虐待の防止につながります。



職員が職場の中で孤立してしまったり、過度のストレスを抱えていたりすることも、虐待のひとつの要因であると考えられます。

職員の孤立を防ぎ、支え合う温もりのある職場づくりを進めることも、虐待防止につながります。

職員が、自分自身のストレスの状態を知ることの手立てのひとつとして、厚生労働省のホームページに「5分でできる職場のストレスチェック」のサイトがあります。

- STEP1 仕事について
- STEP2 最近1ヶ月の状態について
- STEP3 周りの方々について
- STEP4 満足度について

以上の4つのステップに分かれた57の質問に答えると、自分自身では自覚しにくい職場におけるストレスの状態について、コメントが表示されます。

職員同士が、お互いが抱えている職場での困難や課題、問題を話し合い、支え合う、温もりのある職場づくりが支援の質の向上につながり、結果として虐待を防止する施設・事業所づくりにつながります。

**正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です。
「身体拘束をしない」支援の検討が、支援の質の向上に
繋がります！**

(1) やむを得ず身体拘束をするときの3要件

- ①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(2) 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載

・どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか

(3) 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る

(4) 必要な事項の記録

・身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

やむを得ず身体拘束をする場合は、次の3要件に該当することが必要です。

- ①切迫性 ②非代替性 ③一時性（上の図参照）

さらに、3要件に合致することの判断は、やむを得ない場合の身体拘束が必要となる前に、あらかじめ管理者（施設長等）が参加する会議等において組織として慎重に検討した上で確認し、個別支援計画及び支援記録等に記録として記載することが必要です。

障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準

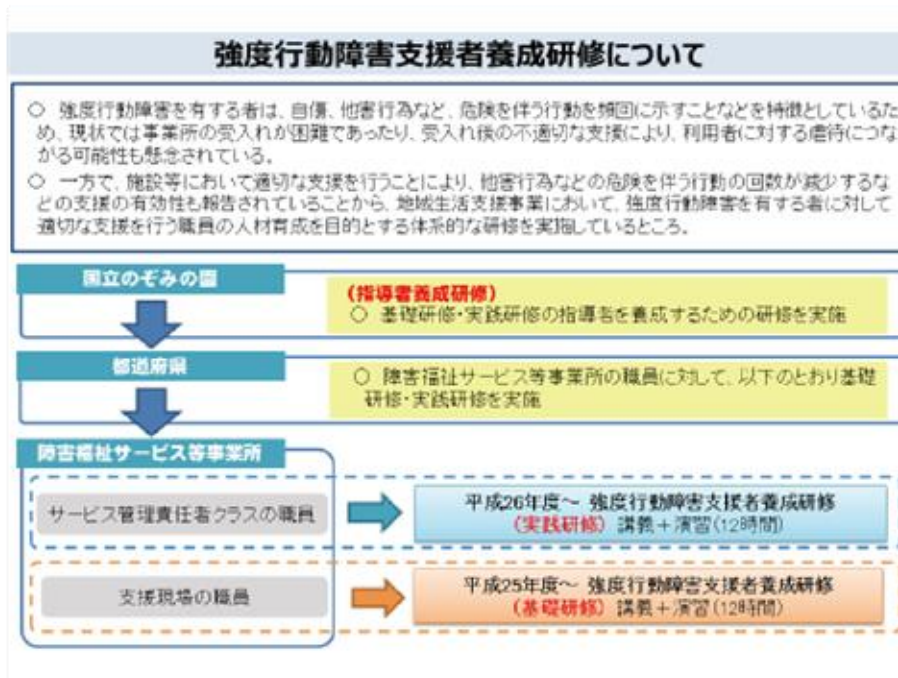
（身体拘束等の禁止）

第48条

指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。





これまでの深刻な虐待事案から、行動障害のある人が虐待を受けやすいことが指摘されています。また、行動障害のある人は、自傷、他害行為等、危険を伴う行動を示すことなどを特徴としており、このため、身体拘束や行動制限を受けやすいといえます。

一方で、施設・事業所において適切な支援を行うことにより、他害行為等の危険を伴う行動の回数が減少する等の支援の有効性も報告されており、行動障害に関する体系的な研修が必要とされています。

このため、厚生労働省では研修の普及を通じて、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、平成25年度から「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」を、また、平成26年度から、その上位の研修として同研修(実践研修)を都道府県において実施するよう研修体制を整備していますので、施設・事業所を設置している都道府県に問い合わせの上、積極的な受講をお願いします(上の表は、基礎研修のカリキュラム)。

また、行動障害の分野以外においても、身体拘束、行動制限をなくし、虐待を防止するため、職員の支援スキルや資質向上のための研修を受講する等、支援の質の向上に取り組むことが大切です。



障害者虐待研修マニュアル

職場内虐待防止研修用冊子

障害者虐待を防止するためには、職員個人の「がんばり」に任せ
るのではなく、設置者、管理者が先頭に立って、施設・事業所が組
織として取り組むことが必要です。

その基本は、研修等を通じた職員の利用者に対する支援の質の向
上と、職員同士がお互いを支え合い、指摘し合え、自由に意見が言
える風通しのいい組織づくり、実習生の積極的な受け入れや苦情解
決・第三者委員等による外部の目の導入、虐待を隠さない、嘘をつ
かない誠実な施設・事業所の運営等です。

※「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手
引き」を必ず読みましょう！

厚生労働省 障害者虐待防止 手引き

で

検索



虐待防止チェックリスト



障害者虐待防止の手引き (チェックリスト)

[Ver. 3]

平成 24 年 (2012 年) 10 月

社会福祉法人全国社会福祉協議会

障害者の虐待防止に関する検討委員会



虐待防止チェックリスト

障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）

障害者の虐待防止に関する取り組みは、障害者の人権の尊重や権利擁護の具現化につながるもののみならず、利用者に安心と安全を提供するサービスの質の向上という観点からも意義のある実践であると考えする必要があります。

平成 23 年 6 月に障害者虐待防止法が成立し、同法は平成 24 年 10 月に施行されました。また現在、障害者政策委員会では、障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）の批准に向けた国内法制度の整備等を踏まえ、平成 25 年度からの障害者基本計画の策定に向けて審議を進めています。ここでも障害者の虐待防止については、重要な課題として位置づけられています。

障害者権利条約は、すべての障害者の人権及び、基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、また、保護・確保すること、さらに障害者の固有の尊厳を尊重すること等を目的としています。

そして、この目的等を前提としながら、「搾取、暴力及び虐待からの自由（16 条）」とともに、「身体の自由及び安全（14 条）」、「拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（15 条）」を障害者の権利として明記し、虐待防止や権利擁護に関する取り組みを要請しています。さらに、これらの議論等を踏まえながら、障害者の虐待防止法制を見直していくことも考えられます。

このように、障害者支援に関わる者、また、施設・事業所において、障害者の権利や虐待防止の重要性の再確認と具体的な実践を着実に進めることが求められています。

本手引きは、障害者支援施設等において、虐待防止に関わる取り組みを更に進めるために活用していただけるよう、以下の内容で構成されています。

- ◎障害者虐待防止に求められる視点や、障害者虐待の定義や虐待防止に向けた取り組みの状況等
- ◎「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト」の活用方法
- ◎「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト」

今後、安心・安全かつ良質なサービス提供の実現と施設・事業所に対する信頼の向上に向けた実践の一助として活用してください。

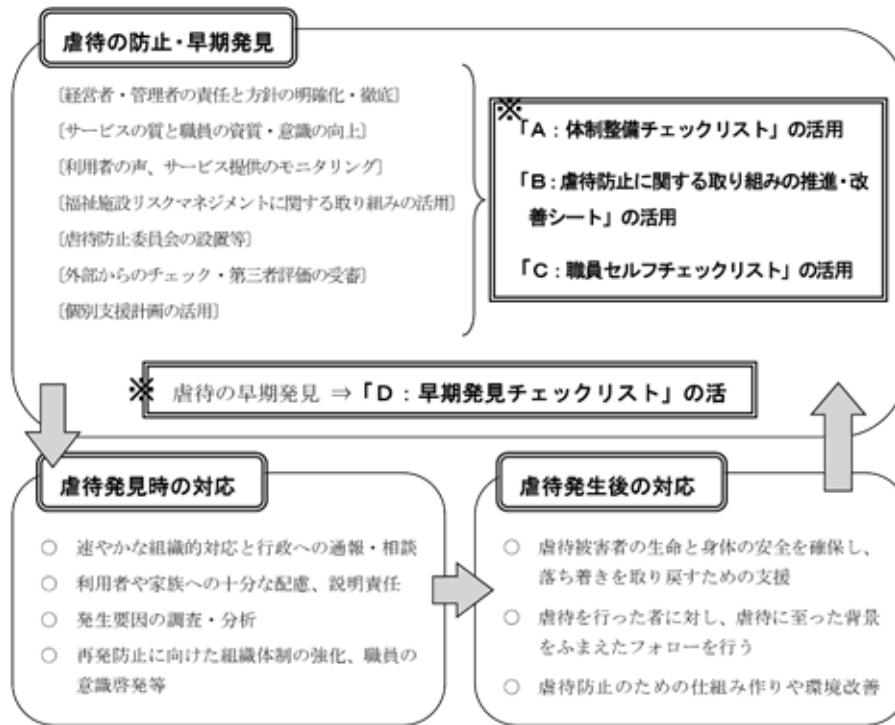


虐待防止チェックリスト

4. 施設・地域における障害者虐待防止チェックリストの活用

- 施設・地域における虐待防止に関する取り組みを進める観点から、チェックリストを作成しました。これらを参考にしながら、虐待防止に向けた体制の整備や職員の意識の向上等を図ってください。

虐待防止のフローチャート（例）



(1) 「A：体制整備チェックリスト」と「B：虐待防止に関する取り組みの推進・改善シート」の活用

「施設・事業所内」と「地域」の双方における虐待防止と、その早期発見・対応等を進める施設・事業所の体制整備を促進する観点から、施設長・管理者を中心に活用いただくチェックリストです。

また、体制整備チェックリストから明らかにされた更なる取り組みと改善が必要な事項に対する「B：虐待防止に関する取り組みの推進・改善シート」を合わせて活用してください。

体制整備チェックリストは、施設長・管理者等が中心に実施し、体制の点検や実践課題等の抽出等に用いることを想定した内容となっています。なお、活用方法の一つとして、サービス提供職員等のより多くの職員がそれぞれの立場や視点で記入し、その後の取り組みに活用することも考えられます。これら様々な視点からのチェックを虐待防止委員会等で総合的に分析することにより、体制をより充実させるための取り組みを明らかにすることにつながる可能性が高まるものと思われます。なお、虐待防止の体制に

虐待防止チェックリスト

については、定期的に点検を行い、継続的な改善に努めることが重要であり、適宜、再度の研修の実施やマニュアル等の見直しを含め、体制の充実・向上を図ってください。

(2) 「C : 職員セルフチェックリスト」の活用

職員の虐待防止への意識を高めることを目的として、職員が自己診断を行うチェックリストです。まず職員本人が自分自身の状況を知って自己改善につなげるために活用します。

施設・事業所の虐待防止委員会等が、職員の意識及びサービス提供の状況を把握し、体制の整備、所要の対応を適切に推進する観点から定期的に回収し検討し対応を行う等、施設・事業所の実情にあわせて活用してください。

ただし、その場合には、事実を記入することのできる仕組みと雰囲気を担保することが重要であり、記入内容により就業規則、配置等において当該職員に対する不利益な処分・取扱いを行わないことを明示することが必要です。

(3) 「D : 早期発見チェックリスト」の活用

虐待事案の早期発見を促し、迅速な対応を実現する観点から、職員が日々のサービス提供において留意すべき着眼点・ポイントのチェックリストです。虐待発見のための気づきを高める取り組みに活用してください。

なお、このチェックリストは、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成 18 年 4 月厚生労働省老健局）に掲載されているチェックリスト（参考：「東京都障害者虐待防止マニュアル」）をもとに障害特性等を勘案し、検討・作成したものです。



虐待防止チェックリスト

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

A : 体制整備チェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

【規定、マニュアルやチェックリスト等の整備】

| 項目 | チェック欄 |
|---|---|
| 1. 倫理綱領、行動規範等を定めている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 2. 倫理綱領、行動規範等について職員への周知徹底ができています。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 3. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 4. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底するとともに、活用している。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 5. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法を明確に定め、職員に徹底している。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 6. 身体拘束について検討する場を定期的に設けている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 7. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について、利用者（家族）に説明を行い、事前に同意を得ている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 8. 個別支援計画を作成し、これに基づく適切な支援を実施している | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 9. 個別支援計画作成会議は、利用者の参加を得て実施している。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |

【職員への意識啓発、研修】

| | |
|--|---|
| 10. 職員に対して、虐待の防止に関する研修や学習を実施している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 11. 日々の支援の質を高めるための知識や技術の向上を目的とした研修を実施している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 12. 職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 13. 「職員チェックリスト」の活用を図り、職員の虐待に対する意識や日々のサービス提供等の状況把握に努めている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 14. 「早期発見チェックリスト」の利用の徹底を図るとともに、発見時の報告、対応等について明確にしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |

【外部からのチェック】

| | |
|---|---|
| 15. 「福祉サービス第三者評価事業」を活用し、サービスの質の向上等に努めている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 16. 「福祉サービス第三者評価事業」を一定の期間ごとに、継続的に受審している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |



虐待防止チェックリスト

| | |
|---|---|
| 17. 虐待の防止や権利擁護について継続的に外部の専門家や法人内の他の施設の職員等による評価、チェックを受けている。(第三者評価事業の受審を除く) | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 18. 施設・事業所の事業・監査において虐待防止に関わるチェック等を実施している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 19. ボランティアの受入を積極的に行っている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 20. 実習生の受入を積極的に行っている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 21. 家族、利用希望者の訪問・見学は随時受けている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |

【苦情、虐待事案への対応等の体制の整備】

| | |
|--|---|
| 22. 虐待防止に関する責任者を定めている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 23. 虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 24. 苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内をするとともに、苦情解決責任者等を規定等に定め、利用者からの苦情の解決に努めている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 25. 苦情相談への対応について、第三者委員を定め、利用者に案内をしている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 26. 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 27. 施設内での虐待事案の発生時の対応方法等を具体的に文章化している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 28. 施設内での虐待事案が発生した場合の再発防止策等を具体的に文章化している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

【その他】

| | |
|--|---|
| 29. 施設において利用者の金銭及び、貴重品を預かっている場合、その管理は複数の職員によるチェック体制のもとになされている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 30. 施設は、利用者またはその家族の意見や要望を聴く場を設けている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 31. 施設経営者・管理者は、職員の意見や要望を聴く場を設けている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 32. 施設経営者・管理者は、施設職員同士がコミュニケーションを行う機会の確保に配慮や工夫を行っている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 33. 利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用支援を行っている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 34. 希望や必要に応じて成年後見制度の活用等について利用者・家族に説明を行っている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 35. 利用者・家族、一般市民やオンブズマン等からの情報開示にいつでも応じられる準備をしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 36. 虐待の防止や権利擁護について利用者、家族、関係機関との意見交換の場を設けている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |



虐待防止チェックリスト

【地域における虐待の防止、早期発見・対応】

| | |
|--|---|
| 1. 障害者（児）やその家族、地域住民等に対し虐待の防止に関する普及・啓発を実施している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 2. 家族、地域関係者との連携と情報交換を積極的に行い、虐待の可能性のある事案の観察や早期発見に努めている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 3. 地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者（施設）などの事業者間の連携を図っている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 4. 地域における虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支援協議会や行政機関等との連携・協力（意見交換等も含む）をしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 5. 虐待事案のみならず、福祉サービスの利用等を含め、相談窓口を設置・広報し、地域住民の相談を受けている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 6. 地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受け入れ（市町村からの依頼があった場合等）を行っている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 7. 虐待を受けた障害者・児の受け入れとその支援に関するマニュアル等を一般のマニュアル等とは別に作成している。（虐待を受けた障害者・児への支援） | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 8. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合の相談支援事業者や行政機関等への連絡（通報）について手順等が具体的に文章化している。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 9. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に直接訪問する等の対応を行う努力をしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 10. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に、施設・事業所として迅速かつ一元的な対応が可能となる体制を事前に定めている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |



虐待防止チェックリスト

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

C : 職員セルフチェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

| 《チェック項目》 | チェック欄 |
|--|---|
| 1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入りなどを行わないようにしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録等）について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない |
| 11. ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 12. ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 14. 上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 15. 職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 16. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |



虐待防止チェックリスト

| | |
|---|---|
| 17. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面を容認したこと（注意できなかったこと）がある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 18. 最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みをもち続けている。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 19. 最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 20. 最近、特に体調がすぐれないと感じることがある。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |



虐待防止チェックリスト

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

D : 早期発見チェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

- 虐待の予兆や発生に対する気づきを高めるため、日々のサービス提供において以下の点に留意してください。
- 多くの項目にあてはまると、虐待の可能性が高いものと考えられますが、これらは、主な着眼点ですので、日々の利用者の変化には十分に配慮した実践に取り組み虐待の早期発見に努めてください。
- なお、これらの着眼点は、単に虐待防止の観点のみならず、利用者の意向や状況の把握にも役立つサービスの質の向上にもつながります。

★「着眼点」に該当する場合にチェックしてください:

《1. 「身体的虐待」発見の着眼点》

| 着眼点 | チェック欄 |
|--|--------------------------|
| 1. 身体に不自然なキズ、あざ、火傷（跡）が見られることはありませんか？ *衣服の着脱時等にも留意してください。 | <input type="checkbox"/> |
| 2. 1について原因や理由が明らかにならない場合が多くありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 3. 以前に比べて家族や他の利用者、また、職員等への対応や態度が変わったように感じられることはありませんか？ *急におびえる、少しの動きにも身を守るような素振りをとる 等 | <input type="checkbox"/> |
| 4. 特に体調不良でもないような場合に、職員とのコミュニケーションが、急に少なくなる等の変化はありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 5. 急に周りの人に対して攻撃的になることはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |

《2. 心理的虐待の着眼点》

| 着眼点 | チェック欄 |
|--|--------------------------|
| 1. 自傷、かきむしりなど自らを傷つけるような行為が増えていませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 2. 生活リズムが急に不規則になったようなことはありませんか？ *睡眠、食の嗜好、日課等の変化 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 身体を萎縮させるようなことはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 4. 突然わめいたり、泣いたりすることが多くなったと感じられることはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |



虐待防止チェックリスト

| | |
|---|--------------------------|
| 5. 過食や拒食等、食事について変化が見られませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 6. 以前よりも意欲がなくなった、投げやりな様子になった等と感ずることはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 7. 体調が悪いと訴える機会が増えていませんか？ | <input type="checkbox"/> |

《3. 性的虐待の着眼点》

| 着眼点 | チェック欄 |
|---|--------------------------|
| 1. 人に対して嫌悪感を抱いているような態度や言動をとることが増えていませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 2. 人に触れられることを極度に嫌がることが増えたように感じられることはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 3. 歩行等がいつもより不自然であることや、座位が保てないようなことはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 4. 肛門や性器からの出血やキズがみられませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 5. 急に怯えたり、恐ろしがったりする、また、人目を避けるようなことはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 6. 一人で過ごす時間が増えていませんか？ | <input type="checkbox"/> |

《4. 経済的虐待の着眼点》

| 着眼点 | チェック欄 |
|---|--------------------------|
| 1. 年金等があるにも関わらずお金がないと訴えることはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 2. お金を引き出すことが頻繁ではありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 3. サービスの利用料や生活費の支払いができないようなことはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 4. 知人や友人に誘われて夜間散歩ようになっていませんか(なっていると聞いていませんか)？ | <input type="checkbox"/> |
| 5. 今まで付き合いのなかった人が家に入りしていませんか(するようになっていないと聞いていませんか)？ | <input type="checkbox"/> |
| 6. 出費をともなう外出や娯楽の機会が急に減ったように感じられませんか？ | <input type="checkbox"/> |



虐待防止チェックリスト

《5. ネグレクトの着眼点》

| 着眼点 | チェック欄 |
|---|--------------------------|
| 1. 食事を摂っていないように見えたり、空腹を頻繁に訴えることはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 2. 劣悪な衛生状態や衛生環境にあると感じられることはありませんか？ ※異臭がする、髪や爪などが伸びたままで汚い、衣服が常に同じ 等 | <input type="checkbox"/> |
| 3. いつ見ても皮膚に湿疹や、オムツかぶれがあるように見られませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 4. 整容に対して無頓着、あるいは拒否が多く見られませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 5. 自分や他者、物に対して投げやりな態度が見られることはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 6. 約束事や支援サービスを当日になってキャンセルすることが多くありませんか？ | <input type="checkbox"/> |

「障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）」〔Ver. 3〕

◆
平成 24 年（2012 年）10 月◆
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
障害者の虐待防止に関する検討委員会◆
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内
TEL 03-3581-6502（代表）/ FAX 03-3581-2428

児童虐待防止法の定義、障害者虐待防止法の定義



児童虐待の定義

児童虐待は以下のように4種類に分類されます。

| | |
|-------|---|
| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など |
| 性的虐待 | 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など |
| ネグレクト | 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など |
| 心理的虐待 | 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行う など |

障害者虐待の定義

「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

障害者虐待とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

障害者虐待の類型は、次の5つ 具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。

| | |
|-------|--|
| 身体的虐待 | 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること |
| 性的虐待 | 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること |
| ネグレクト | 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による134の行為と同様の行為の放置等 |
| 心理的虐待 | 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと |
| 経済的虐待 | 障害者から不当に財産上の利益を得ること |

